# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立高等学校)に係る個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山県教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

富山県教育委員会

### 公表日

令和5年2月24日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイ	ルを取り扱う事務					
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立高等学校)					
	高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という。)の支給に関する法律(以下「就学支援金に関する法律」という。)(平成22年法律第18号)に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、生徒の保護者等の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。					
	具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。					
②事務の概要	①就学支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入時等) ②就学支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出 ③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る) ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市町村への保護者等の税額情報等の照会 ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定 ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知 ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④~⑥を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①~⑥を実施					
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム(文科省)、中間サーバー、富山県統合あて名システム、住民 基本台帳ネットワークシステム					
2. 特定個人情報ファイ	ル名					
就学支援金特定個人情報!	照会ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条					
4. 情報提供ネットワー	クシステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号					
5. 評価実施機関におけ	ナる担当部署					
①部署	富山県教育委員会県立学校課					
②所属長の役職名	課長					

# 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

富山県経営管理部総務課情報公開係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話076-444-3111

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

富山県教育委員会県立学校課学事係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話076-444-3448 連絡先

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人かいつ時点の計数か		[ 1万人以上10万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
		令和5年2月1日 時点					
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	15年2月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類									
[   基礎	項目評価	書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	『重点項目評価書 『全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。									
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)									
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用									
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない									
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供る	を除く。) [	]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接線		]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・2	肖去								
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査									
実施の有無	[ 0 ]	自己点検	[ O ]	内部監査	[ ] 外部監	査			
9. 従業者に対する教育・唇	<b>外</b>								
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	②所属長 課長 本江 孝一	②所属長の役職名 課長	事後	様式変更による修正
平成31年4月24日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計数か 記載なし	平成31年4月1日 時点	事後	追記
平成31年4月24日	  Ⅳリスク対策 	記載なし	新規追加	事後	様式変更による修正
		富山県経営管理部文書総務課情報公開係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話076-444-3111	富山県経営管理部総務課情報公開係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話076-444-3111	事後	組織再編による修正
令和3年9月30日			【情報照会】 番号法19条第8号、同法別表第二113の項	事後	法律の改定が規定されること に伴う号ズレによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月17日		フ。)の又稲に関する法律(以下)	高等学校等は、いう。)で表示をは、いう。)が就等のでは、いう。)の支給に関する法律(以下「就学文選金にに、ないっ。)が就等する法律」という。)が就等のできる。申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就等のできる。申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就等のできるを受けることができる。申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就等ののでは、生徒の保護者という。)が就等のであるには、生徒の保護者とができる。申請をする生徒があるには、生徒の保護者とができる。申請をする生徒があるには、生徒の保護者とがののであるに、以下の手順に従い、特定個人情の取り、というののののでは、というののののでは、という。)ののでは、というのでは、といいいうのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、というのでは、といういいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい		令和4年度より以下の対応を 行うことによる変更 ・税額情報に加え、生活保護 関係情報を照会する ・個人番号の提出方法につい て、書面以外にオンラインによ る提出を可能とする
令和5年2月24日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	いつの時点の計数か 平成29年7月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	5年経過前の評価の再実施
令和5年2月24日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計数か 平成31年4月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	5年経過前の評価の再実施